

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 13

平成 26(2014)年5月

～ もう3年、まだ3年・・・ ～

「全国権利擁護支援フォーラム」に参加してきました。(詳しくは二面を)

東大阪成年後見支援センターを開始してこの4月で3年が経過しました。平成25年度513件のご相談をいただきました。成年後見制度については、制度説明や手続きについて、法人が後見人を担うケースなどにおいてご相談をいただきました。また、年々増えてきているのは経済的な搾取に対する相談や虐待が疑われるような相談が挙げられます。これは平成24年度施行された障害者虐待防止法やその以前からある高齢者虐待防止法等の認知度が上がっていることが大きな要因です。

相談者については当事者家族からの相談割合が多いのですが、支援者やサービス事業者等当事者以外の割合も年々多くなってきています。少しずつではありますが存在を認知していただけるようになったこと、支援者間でも成年後見制度の利用の必要性が浸透しつつあると感じております。

権利擁護に関する法整備等については、『公職選挙法改正』と『障害者差別解消法・障害者権利条約』が挙げられます。「選挙権剥奪がおかしい」と全国4か所から訴訟という形での声を平成23年に挙げられ、平成25年3月14日、東京地裁での違憲判決に結びつき、『公職選挙法改正』が成されていきました。『障害者差別解消法・障害者権利条約』は障害者の社会参加のためだけの法律や条約ではなく、誰しもが暮らしやすくしていくための配慮

を求めていくことへつながっていくと考えています。

当法人では成年後見に係る相談を中心に、障害者や高齢者等の権利擁護に関する相談や広報啓発への取り組みを今後も続けていくとともに、意思能力を発揮することが難しい当事者に対しての意思決定支援を支えることができるよう取り組んでまいります。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター

事務局長 北 秀昭

全国権利擁護支援フォーラム」に参加してきました

去る、平成26年2月14日から15日にかけて第5回全国権利擁護支援フォーラムが國學院大學常磐松ホールにて開催されました。この前の週にも東京は大雪に見舞われ、交通機関などに影響が出ていたようですが、この週も平地に雪が積もり、二日目には電車はほとんど運転見合わせとなり、会場に向かう交通手段を見つけることだけで一苦労するという両日でした。そんな中、述べ180名の参加者がこのフォーラムに参加されました。

初日のテーマとして「韓国の成年後見制度施行後の状況と課題」と題して、韓国の研究者の方や実際に支援に携わる方等が登壇され、状況と課題を報告されました。韓国の成年後見制度は平成23年3月民法改正を通じて、平成25年7月1日から施行されました。その報告の中からは、元々は行為無能力制度として存在していましたが、新たな成年後見制度はノーマライゼーション、自己決定権の尊重、残存能力の活用等を理念に導入されました。しかし、条文の一部には新たな理念と相反する部分も存在しています。韓国の制度は「成年後見（包括的財産管理権）」「限定後見（同意権留保のための後見）」「特定後見（必要な範囲と期間を決め、事務後見をするための後見）」と任意後見に分かれます。この制度が施行されてほとんどの法律家は、限定後見や特定後見中心になるだろうと予測していましたが、10月中旬で8割が成年後見であったそうです。日本の成年後見制度利用の状況ともその部分においては似ていると感じました。韓国の研究者の方々からは、



民法の改正には、障害者権利条約を意識し障害者団体の中でも知的障害者を支援する団体等の関心が高かったとの報告もあり、今後日本は成年後見制度についても障害者権利条約にも関連して法改正が求められ、多くの意見を集めていくこととなると思われます。

また、第3回のAOY（アドボカシー・オブ・ザ・イヤ）の表彰式があり、今年も成年被後見人選挙権回復訴訟原告の皆さんが受賞されました。この裁判の判決が出るころからマスコミの注目も集めるようになり、この日もマスコミが取材に来ていました。

二日目は「地域での虐待防止をどう進めるのか」について高齢・児童・障害・行政というそれぞれの立場から現在行われている取り組みについて話されていました。高齢・児童・障害とそれぞれの分野での共通点も多くあるように感じられましたが、細部にいけばいくほど、対応等に違いがあることも再認識させられました。行政機関からは、総合相談窓口を設置し、それぞれの分野で対応してきた相談を集約することで地域包括ケアシステムとして機能をさせているという報告がありました。地域ごとに取り組む方法や手段は違いますが、そこに住んでいる方の生活が良くなるよりよい方法という部分で、協働して進んでいきたいものだと感じたパネルディスカッションでした。

自立支援協議会報告会に参加・登壇しました。

当法人も参画している『東大阪市自立支援協議会』。この協議会では東大阪市内で暮らす障害のある人と障害のない人がともに暮らしやすい地域を目指して、障害福祉の関係機関がネットワークづくりや地域課題、困難事例についての協議、相談支援事業所の評価等をしている場です。

現在、東大阪市自立支援協議会では自立支援協議会全体会の下に部会を集約する運営委員会と5つの部会（「こども部会」「暮らし部会」「就労部会」「地域移行・地域定着部会」「権利擁護部会」）があります。それぞれの部会が地域からでた課題やニーズ等に対して協議が行われています。

自立支援協議会の中では様々な問題が取り上げられています。こども部会では「家族支援」「発達障害サポートシート」「引きこもり・ニート支援」等、就労部会では「庁舎実習」「精神障害者の就労」「発達障害」等、暮らし部会では「医療的ケア」「65歳問題」「長時間介護」等、地域移行・地域定着部会では「グループホーム」「体験型ショートステイ」「地域移行相談支援」等が今年度は検討課題として挙げられていました。

当法人が所属している権利擁護部会では、今年度は「罪を犯した障害者」への支援状況を知るために、大阪府地域生活定着支援センター等大阪府内の関係機関から情報収集をしました。また、障害者差別解消法の成立に伴い東大阪市内でこの法律に対して、「差別禁止条例が必要なのか」「障害者差別に関するガイドラインの策定がいいのか」「障害者差別解消地域協議会の設置がいいのか」等の協議がされています。

そして、平成24年10月から施行されている障害者虐待防止法に対して平成施行後から平成25年3月末までの対応ケースに関する検証を行うワーキングチームを組織しました。ワーキングチームで虐待検証をしていくなかで、これまでの対応状況や今後意識していく必要のある部分等が事例を通じて参加者から意見として挙げられました。このワーキングチーム報告を権利擁護部会で議論し、東大阪市内に対して平成26年度以降の対応等に生かしていただくべく提出をしています。

今回の報告会を通じて、当事者参画や発達障害のある方への支援等、取り組むべき課題に対しても、積極的な議論の必要性を改めて感じさせられました。そして、自立支援協議会で検討されている内容が、東大阪市内に關係する障害者はもちろんのこと、障害のない人にも住みよい街づくりの一環として話し合われていけばと思っています。

5月9日には、第1回東大阪市自立支援協議会が開催され、委託指定相談支援事業及びケア連絡会、運営委員会からの報告、平成25年度の取り組みについて及び平成26年度の方向性についての各部会、分科会より報告があり、26年度がスタートしました。



活動予定

成年後見制度利用相談会を
開催します

日時：（毎月第2木曜日）

13時～15時

※ 変更する場合がありますので、事前にご連絡ください

場所：東大阪成年後見支援センター

対象：成年後見制度の利用を考えている方
（家族・親族・行政・相談機関等）

「この制度がよくわからない」

「使いたいけどどうしたらいいの？」

など、当センターにお越しいただきお気軽にご相談ください。

受任者の集いを
開催します

日時：（奇数月第3木曜日）

13時～15時

※ 変更する場合がありますので、事前にご連絡ください

場所：東大阪成年後見支援センター

対象：親族後見人をされている方

「家裁への報告書の書き方が・・・」

「他の後見人さんはどうしているのかな？」

など、親族で後見人をされている方のご質問から後見人同士で話し合える「集い」を行います。お気軽にご参加ください。

5月

- ◇成年後見利用相談会（8日）
- ◆東地区ケア連絡会（8日）
- ◆自立支援協議会（9日）
- ◇後見人の集い（15日）
- ◇理事会（16日）
- ◇法人後見運営委員会（19日）
- ◆日本成年後見法学会（24日）
- ◇総会（30日）

6月

- ◆自立支援協議会運営委員会（6日）
- ◇成年後見利用相談会（12日）
- ◆東地区ケア連絡会（12日）
- ◆権利擁護部会（16日）

7月

- ◆自立支援協議会運営委員会（4日）
- ◆東地区ケア連絡会（10日）
- ◇成年後見利用相談会（10日）
- ◇後見人の集い（17日）

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	18,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

編集後記

今年もイオン幸せの黄色いレシートキャンペーンに当センターへ投函していただきまことにありがとうございました。本年度も事務用品等に有意義に使わせていただきます。（おだ）

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第13号

平成26(2014)年5月10日発行

●発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
<http://www7.ocn.ne.jp/~negai/kouken/index.html>
 〒579-8048 東大阪市旭町20-2
 TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
 ●発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭